

夢を実現する第一歩のために

2022年2月特集号

ミツヒロニュース



令和3年度補正予算による 中小企業・小規模事業者支援策

「令和3年度補正予算」（令和3年12月20日成立）より、中小企業・小規模事業者を対象とした、主な補助金・助成金等の措置をピックアップし、概要をご案内します。

なお、本情報は、**令和3年12月20日現在**各省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。

◆補正予算による支援策 雇用支援編

1.雇用調整助成金の特例措置

事業主が労働者に休業手当等を支払う場合に、その一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染拡大に際し、助成率と上限額を引き上げる措置が実施されており、この特例措置が**令和4年3月まで延長されます。**

支給対象	以下を満たすすべての業種の事業主 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ② 最近1ヶ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している（比較対象とする月について、柔軟な取扱いとする特例措置あり） ③ 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
助成対象	事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当等 ※ 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象（雇用調整助成金と同様に申請可）

なお、令和4年1月以降、以下のように上限額が変更されます。

判定基礎期間の初日	1人1日当たりの上限額	
	原則	業況特例または地域特例
令和3年12月まで	13,500円	
令和4年1月・2月	11,000円	15,000円
令和4年3月	9,000円	

問い合わせ先：都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）もしくはコールセンター（電話）0120-60-3999

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった者を対象とした「**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金**」も、令和4年3月まで延長されます（一部、上限額に変更があります）。

2.新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

感染拡大防止のために休業した小学校等に通う子どもの保護者の休暇等に伴う所得減少を補うための助成金・支援金です。対象期間が**令和4年3月まで延長されます**。日額上限や支給額は、以下のように変更となります。

労働者を雇用する事業主の方向け	助成金	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 【日額上限】 令和4年1~2月 11,000円(緊急事態宣言・まん防実施区域は15,000円) 令和4年3月 9,000円(同15,000円)
委託を受け個人で仕事をする方向け	支援金	就業できなかつた日について(定額) 令和4年1~2月 5,500円(緊急事態宣言・まん防実施区域は7,500円) 令和4年3月 4,500円(同7,500円)

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（電話）0120-60-3999

3.業務改善助成金

最低賃金の引上げに向けた環境整備を目的とした助成金です。中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げるために設備投資などを行う場合に、その費用の一部を助成します。コロナ禍で特に業況が厳しい事業者を対象に、以下の拡充措置が実施されます。

拡充措置対象者	以下の要件をすべて満たす事業場 ① 前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少している ② 事業場内最低賃金を、令和3年7月16日～12月の期間に30円以上引上げ		
助成対象	業務改善計画を策定し、生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める (例)広告宣伝費、執務室の拡大、机、椅子等の増設、汎用事務機器購入費など		
助成率	3/4	助成上限額	上限 100万円

問い合わせ先：都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

4.トライアル雇用助成金 新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた求職者を、無期雇用契約への移行を前提に試用雇用（トライアル雇用）した場合に受給できる助成金です。以下のように要件の一部が削除されたことにより、より使いやすい制度となります。

変更前	令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされたものであって、職業紹介の日において離職期間が3ヶ月を超える、就労経験のない職業に就くことを希望する者
-----	--



変更後	職業紹介の日において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者
-----	---

問い合わせ先：都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

5.人材開発支援助成金

職業訓練等に対する助成です。今回の補正予算では、このうちデジタル人材の育成の支援に焦点を当てた制度強化が行われます。

● ITSS(ITスキル標準)レベル2の訓練を、助成率の高い「特定訓練コース」に設定
● 事業所内の非正規雇用労働者の正社員転換を進めるため、経費助成額の上限を正規雇用労働者対象の訓練水準に引き上げ
● 生産性要件の導入と、正社員化の有無による経費助成率に差異を設けることにより、企業における生産性向上と正社員化のインセンティブを強化

問い合わせ先：都道府県労働局

6.キャリアアップ助成金 正社員化コース・賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを目的とした助成金で、正社員化や待遇改善を行う事業主が対象です。今回の補正予算では、正社員化コースへのさらなる予算付けと、賃金規定等改定コースの拡充が行われます。

- 正社員化コース（非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成）

措置内容	中小企業等における助成額は次のとおり（括弧内は、生産性の向上が認められる場合）。 有期→正規の場合 1人当たり 57万円（72万円） 有期→無期、または無期→正規の場合 1人当たり 28.5万円（36万円）
------	---

- 賃金規定等改定コース（非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を増額改定させた場合に助成）

変更前	賃金規定の増額改定の対象を「すべての非正規雇用労働者」とした場合と、「一部の非正規雇用労働者」にした場合とで、助成額が異なる
-----	--



変更後	対象が「すべて」か「一部」かに関わらず、助成額が同額に（「一部」の場合が増額されます）
-----	---

問い合わせ先：都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

7.人材確保等支援助成金 テレワークコース

良質なテレワークを導入・実施し、人材確保や雇用管理改善等の効果をあげた中小企業事業主に対して支給される「テレワークコース」が、拡充・見直されます。

● 機器等導入助成における対象の拡大 現行：テレワーク勤務を新規導入する場合 変更後：これにプラスして、「試行的に導入している又は導入していた場合」
● 助成対象となる取組の拡充 対象となる取組のうち「テレワーク用通信機器等の導入」について、「テレワーク用サービス利用料」を追加

問い合わせ先：都道府県労働局

8.保育・介護など現場で働く方々の収入の引上げ

保育士等・幼稚園教諭・介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が、令和4年2月から実施されます。

看護職についても、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置が、令和4年2月から実施されます。

参考：厚生労働省：「令和3年度厚生労働省補正予算案の概要」<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21hosei/>

内閣府：「令和3年度補正予算（案）の概要」https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r03/yosan_r3_hosei.pdf

◆補正予算による支援策 経営支援編

1.事業復活支援金

新設の制度です。新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者や、フリーランスを含む個人事業主に対し、2022年3月までの見通しを立てられるよう、地域・業種は限定せず、事業規模に応じた給付金が支給されます。

支給対象	新型コロナの影響で、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30～50%減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主
給付額	5ヶ月分(11月～3月)の売上減少額を基準に算定した額を一括給付

上限額は、売上高と減少率に応じて、以下のように設定されます。

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
50%以上減	50万円	100万円	150万円	250万円
30～50%減	30万円	60万円	90万円	150万円

問い合わせ先：現在準備中 所定の準備を経て申請受付開始予定

2.政府系金融機関による資金繰り支援

実質無利子・無担保融資は年度末までの延長、資本制劣後ローンと伴走支援型特別保証は来年度も実施となります。

- 日本政策金融公庫の実質無利子・無担保融資と商工中金の危機対応融資は、年度末まで延長
- 日本政策金融公庫の資本性劣後ローンは、来年度も実施
- 伴走支援型特別保証は、利用上限額を引き上げたうえで、来年度も実施

問い合わせ先：日本政策金融公庫または商工中金

3.持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援する制度です。特別枠の新設と補助率・上限額の引上げが行われます。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	
成長・分配強化枠(賃上げや事業規模の拡大)	200万円	2/3
新陳代謝枠(創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4
インボイス枠(インボイス発行事業者への転換)	100万円	

問い合わせ先：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（電話）03-3501-2036

4.ものづくり補助金

グリーン化やデジタル化のために、新しい製品・サービス開発や、生産プロセス改善のための設備投資への支援の他、赤字など業況が厳しい中で行う生産性向上や賃上げ等の取組を支援する制度です。特別枠が新設されます。

申請類型	補助上限額 ※従業員規模により異なる	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円	1/2
回復型賃上げ・雇用拡大枠		小規模事業者・再生事業者は2/3
デジタル枠		2/3
グリーン枠	1000万円、1,500万円、2,000万円	

問い合わせ先：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（電話）03-3501-1816

5.IT導入補助金

クラウド利用、テレワーク対応、インボイス制度対応のためのITツール導入を支援する制度です。クラウド利用料（2年分）等も補助の対象となります。

- ITツール(会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等)
△ 補助額：～50万円(補助率:3/4) 50万～350万円(補助率:2/3)
- PC、タブレット等 補助上限：10万円(補助率:1/2)
- レジ 補助上限額：20万円(補助率:1/2)

問い合わせ先：中小企業庁 経営支援部 経営支援課（電話）03-3501-1763

6.事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援する制度です。事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等も支援の対象となります。

- 補助上限：150万～600万円
- 補助率：1/2～2/3

問い合わせ先：中小企業庁 事業環境部 財務課（電話）03-3501-5803

7.新たなGoToトラベル事業等

ワクチン接種証明や検査の活用による安全・安心の確保、平日への旅行需要の分散化策等を講じつつ、「新たなGoToトラベル事業」が実施されます。感染状況等を踏まえつつ、県民割の支援対象を近隣圏域（地域ブロック）へ拡大し、その後、全国規模でのGoToトラベル事業を再開する方向です。

他にも観光地の再生・観光サービスの重点的・集中的支援、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、商店街支援の「がんばろう！商店街」事業や、イベント需要を喚起する「イベントワクワク割」の新設などが予定されています。

8.事業再構築補助金

ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、新分野展開や業態転換などの方法で事業再構築に取り組む中小企業等を支援する制度です。売上高減少要件を一部緩和するなど、使い勝手を向上させる他、「回復・再生応援枠」と「グリーン成長枠」が新設されます。

主な要件	① 2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること(グリーン成長枠を除く) ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること(補助額3,000万円超は金融機関も必須)等
対象経費	建物費(移転に伴う一時的な賃借料についても建物費の一部として認める)、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費(一部の経費については上限等の制限あり)

各類型の補助率・上限額は次の通りです(下限額は100万円)。

申請類型	補助上限額	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円	中小3/4 中堅2/3
	1,000万円 1,500万円	
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		※従業員規模により異なる
通常枠	2,000万円 4,000万円 6,000万円 8,000万円	中小2/3 中堅1/2
大規模賃金引上枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	※6,000万円超は1/2(中小) ※4,000万円超は1/3(中堅)
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円 中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

問い合わせ先：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（電話）03-3501-1816

9.電動車の購入補助と高速道路料金割引措置

事業用自動車における電動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車)の購入補助が実施されます。

また、物流機能を担う自動車運送事業者に対し、高速道路料金の大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置が、令和5年3月末まで延長されます。

参考：中小企業庁：「中小企業対策関連予算」<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

経済産業省：「令和3年度経済産業省関係補正予算案の概要」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/hosei/index.html

国土交通省：「令和3年度国土交通省関係補正予算案の概要」<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001443127.pdf>

◆補正予算による支援策 生活支援編

1.個人向け緊急小口資金等の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活に困窮する世帯を対象とした特例貸付の期限が延長されました。

- 緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請受付期限は令和4年3月末まで延長
- 総合支援資金(再貸付)の申請受付期間は令和3年12月末まで延長
- 緊急小口資金、総合支援資金(初回、延長、再貸付)は、償還開始の据置期間も延長
- 住居確保給付金の特例措置、生活困窮者自立支援金も、令和4年3月末まで申請期限を延長

問い合わせ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会

2.子育て世帯への臨時特別給付(仮称)

児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子に対し、1人当たり10万円相当の給付が行われる予定です。

3.住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(仮称)

住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金が給付される予定です。

4.こどもみらい住宅支援事業

子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助金を交付する「こどもみらい住宅支援事業」が創設されます。新築は子育て世帯・若者夫婦世帯を対象で最大100万円、リフォームは全世帯が対象で最大30万円が補助されます(子育て世帯・若者夫婦世帯の場合等に上限引上げの特例あり)。

5.住宅市場安定化対策事業(すまい給付金)

すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設された制度です。令和3年度補正予算にもこの財源が計上されました。

参考：厚生労働省：「令和3年度厚生労働省補正予算案の概要」<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21hosei/>

内閣府：「令和3年度補正予算(案)の概要」https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r03/yosan_r3_hosei.pdf

国土交通省：「令和3年度国土交通省関係補正予算案の概要」<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001443127.pdf>

参考文献：■経営革新等支援機関推進協議会 ■経済産業省



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

